



福岡県医発第 2826 号 (地)
令和 4 年 1 月 11 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

令和 4 年度税制改正について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

標記の件につきましては、令和 3 年 12 月 21 日開催の「各医師会税務担当理事者会」にてご説明申し上げます。

今般、令和 3 年 12 月 24 日に閣議決定された令和 4 年度税制改正大綱（自由民主党・公明党）において、日本医師会が令和 3 年 8 月にとりまとめた「令和 4 年度医療に関する税制要望」のうち、主に以下の事項が実現されることになった旨、別添のとおり日本医師会より連絡がありました。

1. 事業税非課税措置・軽減措置につきましては、引き続き検討事項とされ、存続となりました。
2. 四段階税制につきましても、大綱に記載はありませんが、存続となりました。
3. 地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置が拡充され、不動産取得税の軽減措置が追加されました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、別添資料をご参照いただきますようお願いいたします。

[別添資料]

- 令和 4 年度税制改正大綱（自由民主党・公明党、令和 3 年 12 月 10 日）における要望実現項目（日本医師会、令和 3 年 12 月）
- 令和 4 年度税制改正大綱（自由民主党・公明党、令和 3 年 12 月 10 日）
- 参考資料 地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の創設（厚生労働省、令和 4 年度税制改正の概要、令和 3 年 12 月）

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 島田昇二郎

日医発第778号（税経74）

令和3年12月27日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人日本医師会

会長 中川 俊男

（公印省略）

令和4年度税制改正について

去る12月10日、令和4年度税制改正大綱（自由民主党・公明党）が公表され、その後12月24日に閣議決定されましたので、ご報告申し上げます。

本会は、令和3年8月に「令和4年度 医療に関する税制要望」をとりまとめ、厚生労働省をはじめとする関係各方面に要望してまいりました。この間、各都道府県医師会、各都市区医師会から、多大なご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

御陰様にて、主に以下の事項が実現することとなりました。

1. 事業税非課税措置・軽減措置につきましては、引き続き検討事項とされ、存続となりました。
2. 四段階制につきましても、大綱に記載はありませんが、存続となりました。
3. 地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置が拡充され、不動産取得税の軽減措置が追加されました。

今後も日本医師会は地域医療を支える医療機関の経営の安定化のためにあるべき税制の実現に向け、政府に要望してまいる所存です。

詳細につきましては、別添資料をご参照くださいますようお願い申し上げます。

[別添資料]

- 令和4年度 税制改正大綱（自由民主党・公明党、令和3年12月10日）における要望実現項目（日本医師会、令和3年12月）
- 令和4年度 税制改正大綱（自由民主党・公明党、令和3年12月10日）
- 参考資料 地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の創設（厚生労働省、令和4年度税制改正の概要、令和3年12月）

「令和 4 年度税制改正大綱」 (自由民主党・公明党、令和 3 年 12 月 10 日) における要望実現項目

令和 3 年 12 月

公益社団法人 日本医師会

一 制度の存続

- (1)・社会保険診療報酬に係る事業税非課税
・医療法人の自由診療等部分に係る事業税の軽減税率

(事業税)

【税制改正大綱 97 頁】

- 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

【日本医師会税制改正要望】

- 社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置を存続すること。
○ 医療法人の事業税については、特別法人としての軽減税率による課税措置を存続すること。

【参考】社会保険診療報酬以外（自由診療分）に係る医業所得の課税（現行）

個人：事業主控除（290 万円）を差引後の所得に対して標準税率（5%）による課税

法人：下表の特別法人の税率（＊1）

区 分	普通法人 (資本金 1 億円以下)	特別法人（医療法人） (＊2)
所得 400 万円以下の金額	4.795%	4.7075%
所得 400 万円超 800 万円以下の金額	7.261%	6.5905%
所得 800 万円超の金額	9.59%	6.5905%

＊1 税率は事業税と特別法人事業税との合算税率であり、都道府県や法人の状況により異なる場合がある。

＊2 特別法人：農協、生協、信用金庫、労働金庫、医療法人等

(2) 社会保険診療報酬の所得計算の特例（いわゆる四段階税制） (所得税・法人税)
--

- ・ 特例措置の存続が認められた（税制改正大綱に記載なし）。

【日本医師会税制改正要望】

- 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置（いわゆる四段階税制）を存続すること。

【参考】所得計算の特例措置

- ・ 対象者

各年または各事業年度において、社会保険診療報酬が5,000万円以下である
医業または歯科医業を営む個人及び法人。

ただし、その年の医業及び歯科医業に係る収入金額が7,000万円を超える者
は対象外。

- ・ 内容

(社会保険診療報酬の金額)		(概算経費率)
2,500万円以下の金額		72%
2,500万円超	3,000万円以下の金額	70%
3,000万円超	4,000万円以下の金額	62%
4,000万円超	5,000万円以下の金額	57%

二 制度の拡充

地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の拡充

(不動産取得税)

【税制改正大綱 37 頁】

- 医療機関の開設者が、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する認定再編計画に基づく医療機関の再編に伴い取得した一定の不動産に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を令和6年3月31日まで講ずる。

【日本医師会税制改正要望】

- 地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の拡充。

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく認定を受けた再編計画について、地域の医師会、都道府県の医療審議会、地域医療構想調整会議において合意を得た再編統合のために取得した土地・建物に係る不動産取得税・固定資産税を軽減する措置を講じることを要望します。

【参考 1】地域医療構想の実現に向けた税制上の優遇措置（現行、適用期限：令和 5 年 3 月 31 日）

厚生労働大臣が認定した再編計画（地域医療構想調整会議において合意されていることが条件）に基づく再編統合のために取得した資産（用地・建物）について、登録免許税を軽減する。

- ①土地の所有権の移転登記 1,000 分の 10 （本則：1,000 分の 20）
- ②建物の所有権の保存登記 1,000 分の 2 （本則：1,000 分の 4）

【参考 2】再編計画の認定制度

令和 3 年の「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」により、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」が改正され、医療機関の開設者は、単独で又は共同して、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進するための 2 以上の医療機関の再編の事業に関する計画（以下「再編計画」という。）を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、当該再編計画が適当である旨の認定を受けることができるもの（第 11 条の 2 第 1 項）とされた。

三 関連項目

所得拡大促進税制の拡充

(所得税・法人税)

【税制改正大綱 47-48 頁】

○積極的な賃上げ等を促すための措置

(1) 給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度のうち新規雇用者に係る措置の改組

給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度のうち新規雇用者に係る措置を改組し、青色申告書を提出する法人が、令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が 3%以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の 15%の税額控除ができる制度とする。この場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が 4%以上であるときは、税額控除率に 10%を加算し、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が 20%以上であるときは、税額控除率に 5%を加算する。ただし、控除税額は、当期の法人税額の 20%を上限とする（所得税についても同様とする。）。

(注 1) 資本金の額等が 10 億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が 1,000 人以上である場合には、給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項をインターネットを利用する方法により公表したことを経済産業大臣に届け出ている場合に限り、適用があるものとする。

(注 2) 上記の「継続雇用者給与等支給額」とは、継続雇用者（当期及び前期の全期間の各月分の給与等の支給がある雇用者で一定のものをいう。）に対する給与等の支給額をいい、上記の「継続雇用者比較給与等支給額」とは、前期の継続雇用者給与等支給額をいう。

(注 3) 設立事業年度は対象外とする。

(注 4) 教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置の適用を受ける場合には、教育訓練費の明細を記載した書類の保存（現行：確定申告書等への添付）をしなければならないこととする。

(2) 中小企業における所得拡大促進税制について、税額控除率の上乗せ措置を次のとおりとする見直しを行った上、その適用期限を 1 年延長する（所得税についても同様とする。）。

① 雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が 2.5%以上である場合には、税額控除率に 15%を加算する。

② 教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が 10%以上である場合には、税額控除率に 10%を加算する。

(注) 上記 (1) の (注 4) は、上記においても同様とする。

【参考】所得拡大促進税制の概要（現行、適用期限：令和 5 年 3 月 31 日）

1. 前年度よりも給与等の支給額を増加させ、かつ、一定の要件を満たした場合には、その支給増加額等に一定割合を乗じた金額を税額控除できる。

2. 適用要件と取扱い

(1) 大企業等向け

①通常の場合

新規雇用者給与等支給額が前年度比 2%以上増加の場合は、新規雇用者給与等支給額の 15%を税額控除。

②上乗せ要件を満たす場合

新規雇用者給与等支給額が前年度比 2%以上増加で、かつ、教育訓練費が前年度比 20%以上増加の場合は、新規雇用者給与等支給額の 20%を税額控除。

(2) 中小企業者等（注）向け

①通常の場合

給与等支給総額が前年度比 1.5%以上増加の場合は、給与等支給総額の増加額の 15%を税額控除。

②上乗せ要件を満たす場合

給与等支給総額が前年度比 2.5%以上増加で、かつ、次のいずれかを満たす場合は、給与等支給総額の増加額の 25%を税額控除。

- ・ 教育訓練費が前年度比 10%以上増加。
- ・ 中小企業等経営強化法に基づく経営力強化計画の認定を受け、一定の証明がされたもの。

(注) 中小企業者等とは

- ・ 出資金等の額が 1 億円以下の法人
- ・ 出資金等を有しない法人のうち常時使用する従業員数が 1,000 人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員数が 1,000 人以下の個人

四 長期検討事項

国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした
たばこ税の在り方について

(たばこ税・地方たばこ税)

- ・税制調査会において「長期検討」項目とされ、税制改正大綱の「令和 4 年度税制改正の基本的考え方」に以下の通り記載された。

【税制改正大綱15頁】

○ 屋外分煙施設等の整備の促進

望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が駅前・商店街などの公共の場所における屋外分煙施設等のより一層の整備を図るよう引き続き促すこととする。

【日本医師会税制改正要望】

- たばこ税の税率を引き上げること。

以上

地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の創設

1. 大綱の概要

医療機関の開設者が、医療介護総合確保法に規定する認定再編計画に基づく医療機関の再編に伴い取得した一定の不動産に係る不動産取得税を軽減する特例措置を令和6年3月31日まで講ずる。

2. 制度の内容

- 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律における認定再編計画（地域医療構想調整会議において合意されていることが条件）に基づき取得した一定の資産（用地・建物）について、不動産取得税の課税標準を現行の2分の1に軽減する。

